

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

- バリューチェーンの各段階において活用できる代表的な支援措置は次のとおり。これらの活用により、金融機関として事業者・案件を支援する可能性を見出せるケースも考えられる。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※その他
1	農業者	①有機農業 ②有機JAS	① 化学農薬及び化学肥料を使用しない等、農業生産に由来する環境への負荷を低減する農法による農業をいい、各産地における生産・流通・消費拡大を支援 ② JAS法に基づき、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料を「有機JAS」に適合して生産していることについて、第三者機関から検査、認証を受けることで、「有機JASマーク」 ¹ が使用可能 ¹ 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。	✓ 気候変動への対応 ✓ 生物多様性	○			○
2	農業者	環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料、化学農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い有機農業、堆肥・緑肥の施用、総合防除、炭の投入等を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ 生物多様性	○			
3	農林漁業者、木材製造業者	農林漁業バイオ燃料法における認定	バイオ燃料製造業者と連携して、原料生産と燃料製造に取り組む計画（生産製造連携計画）を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ エネルギーのマネジメント		○	○	○
4	設備整備者	農山漁村再エネ法における設備整備計画の認定	設備整備者が、設備整備計画を作成し、基本計画を策定した市町村に対し認定を受けた場合、農地法等の手のワストップ化による支援 ※基本計画を策定した市町村にのみ申請可能	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献				○

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.52-54に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置				※ その他
					補助	融資	税制		
5	生産者団体	肉用牛の短期肥育・出荷月齢の早期化を推進する制度	肉用牛生産に伴う環境負荷の低減、飼料給与量の削減、消費者ニーズとマッチした生産等に効果的な、肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化の取り組みを支援することにより、飼料価格等生産コストの変動に左右されにくい経営体を育成し、肉用牛生産基盤の強化を図る。	✓ 気候変動への対応	○				
6	農業者	家畜排せつ物法における認定	処理高度化施設（送風装置を備えたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設）の整備に関する計画（処理高度化施設整備計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献		○			
7	農林漁業者	飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援のうち有機飼料の生産支援	酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ 生物多様性	○				
8	森林所有者等	森林経営計画制度	計画的・効率的な森林の施業等を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮を目的とし、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について5年を1期とする計画（森林経営計画）を作成し、森林の所在地の属する市町村の長 ³ の認定を受けた取組を支援 ³ 複数の市町村にわたる場合：都道府県知事 複数の都道府県にわたる場合：農林水産大臣	✓ 気候変動への対応 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献	○	○	○		

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.52-54に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※その他
9	林業者、木材製造業者、木材流通業者等	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法における認定	林業経営の規模拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に取り組む計画（林業経営改善計画）や木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（合理化計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献		○		
10	林業者	森林経営管理法における民間事業者の選定等	都道府県が、経営管理実施等の認定を受けることを希望する民間事業者を公募し、都道府県知事が定める要件に適合する者を公表し、その公表された者の取組を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ 従業員への配慮	○	○		
11	農林漁業者、食品事業者等	産業競争力強化法における認定	事業再構築やデジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する計画（事業適応計画）を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ エネルギーマネジメント ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献		○	○	
12	農林漁業者、食品事業者等	①エコフィード認証 ②エコフィード利用畜産物認証	① 一定の基準（食品循環資源の利用率や栄養成分等）を満たす食品循環資源利用飼料（エコフィード）について、認証機関から審査、認証を受けることで、認証マークが使用可能 ② 一定の基準（認証エコフィードの給与等）を満たす畜産物（エコフィード利用畜産物）について、認証機関から審査、認証を受けることで、認証マークが使用可能	✓ 廃棄物	○			○

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.52-54に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
13	再生利用事業者	食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者制度	リサイクルを効率的に実施できる等の基準を満たす場合に、食品廃棄物等を原料とする肥料、飼料等のリサイクル製品を製造する事業場について、主務大臣の登録を受けた取組を支援	✓ 廃棄物				○
14	食品事業者、農林漁業者、再生利用事業者等	食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）	食品事業者と再生利用事業者、農林漁業者等の3者が共同して、食品リサイクル・ループ ⁴ に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援 ⁴ 食品関連事業者等から排出される食品廃棄物等を再生利用した飼料・肥料を農畜水産物の生産に利用し、生産した農畜水産物を食品関連事業者が販売する等の取組。	✓ 廃棄物				○
15	林業者等	森林認証	① 持続性や環境保全に配慮した適切な森林経営がなされているか ② 認証された森林から生産された木材・木材製品を分別・管理しているかについて、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証ラベル ⁵ が使用可能 ⁵ 日本では主にFSC認証とSGEC/PEFC認証が普及している。	✓ 生物多様性 ✓ 気候変動への対応 ✓ 顧客への誠実さ				○
16	森林所有者、林業者等	J-クレジット制度（森林管理プロジェクト）	森林管理による温室効果ガスの吸収量等を国が「クレジット」として認証	✓ 気候変動への対応 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献				○

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.52-54に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にE（環境）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
17	漁業者、養殖業者、流通加工業者	水産エコラベル認証	漁業者、養殖業者、流通加工業者は、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証ラベル⁶が使用可能 ⁶ 日本では主にMSC認証、ASC認証、MEL認証が普及している。	✓ 生物多様性 ✓ 顧客への誠実さ				○
18	農林漁業者、食品事業者、機械・資材メーカー等	みどりの食料システム法における認定	① 化学農薬・化学肥料の低減や、有機農業、温室効果ガスの排出削減等に取り組む計画（環境負荷低減事業活動実施計画等）を作成し、都道府県知事の認定を受けた農林漁業者の取組を支援 ② 環境負荷低減に資する資材・機械の製造・販売、環境負荷低減の取組により生産された農林水産物を用いた新商品の開発等に取り組む計画（基盤確立事業実施計画）を作成し、主務大臣の認定を受けた事業者の取組を支援	✓ 気候変動への対応 ✓ エネルギーのマネジメント ✓ 廃棄物 ✓ 生物多様性 ✓ サプライチェーンにおける連携	○	○	○	○
19	農業者、農業者の組織する団体等	みどりの食料システム戦略推進交付金	環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図る取組を支援 <支援メニュー> ・環境負荷低減活動定着サポート ・有機農業拠点創出・拡大加速化 ・有機転換推進事業 ・グリーンな栽培体系加速化事業 ・SDGs対応型施設園芸確立 ・バイオマス地産地消 ・みどりの事業活動を支える体制整備 ・地域循環型エネルギーシステム構築	✓ 気候変動への対応 ✓ エネルギーのマネジメント ✓ 廃棄物 ✓ 生物多様性 ✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ サプライチェーンにおける連携	○			

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にS（社会）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
20	農林漁業者等	六次産業化法における認定	農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ 気候変動への対応 ✓ エネルギーのマネジメント	○	○		○
21	農林漁業者、食品事業者	農商工等連携促進法における認定	中小企業者及び農林漁業者は、共同して、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品又は新役務の開発等に関する計画（農商工等連携事業計画）を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献	○	○		○
22	農林漁業者、食品事業者	米穀新用途利用促進法における認定	生産者及び製造事業者は、共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献		○		○
23	林業者	林業労働力の確保の促進に関する法律における認定	雇用管理の改善、事業の合理化を一体的に図るための必要な措置についての計画（改善計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ 従業員への配慮	○	○		
24	食品等流通事業者	食品流通法における認定	食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画（食品等流通合理化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ サプライチェーンにおける連携	○	○		○
25	食品等事業者	地域型食品企業等連携促進事業	地域の食品企業や農林漁業者等が連携するコンソーシアムを構築し、持続可能な食料システムの確立に向けた新たなビジネス創出と食品企業間の協調を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献	○			○

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.52-54に掲載）

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にS（社会）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
26	農林漁業者等	山村振興法における①認定、②助成	① 振興山村における農林漁業の経営改善又は振興のための計画（経営改善計画又は振興計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援（融資） ② 山村振興計画作成市町村内において、同計画に基づき地域資源を高付加価値化する事業の実施により、所得・雇用の増加を目指す取組を支援（補助）	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献	○	○		
27	農林漁業者等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における認定	過疎地域における農林漁業の経営改善又は振興のための計画（経営改善計画又は振興計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献		○		
28	農業者、食品事業者	放牧畜産基準認証制度	放牧畜産の促進と消費者の理解醸成を図るため、放牧を实践する牧場や放牧によって生産される畜産物等について、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証ラベルが使用可能	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献				○
29	食品事業者、農業資材事業者等	農業競争力強化支援法における認定	良質で低廉な農業資材の供給又は流通・加工の合理化に資する取組について事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けた取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献		○		○
30	農林漁業者、食品事業者	①農福連携 ②ノウフクJAS	① 障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援 ② 障害者が携わって生産した生鮮食品やこれを原材料とした加工食品及び観賞用の植物の生産行程について、第三者機関から審査、認証を受けることでJASマークが使用可能	✓ ダイバーシティの取組				○

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<主にS（社会）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
31	地域協議会等	農泊に取り組む地域の助成	農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献	○			
32	地方公共団体、郵便局、民間企業、教育機関、金融機関等	「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト	農山漁村の現場における課題解決の実効的な促進に向けた、多様なステークホルダーに対する情報発信、インパクトにつながるソリューションモデルの認定、地域と企業のマッチング及び案件形成に向けた伴走支援を実施	(特定の要素に特化しない)				○
33	地方公共団体、農協、協議会等	人材確保に取り組む産地の助成	農業現場における人材不足を解消するため、産地内における人材確保を推進する取組や、繁忙期の異なる他産地・他産業との調整による人材確保の取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ 従業員への配慮 ✓ ダイバーシティの取組	○			
34	地域協議会等	就労条件改善に取り組む地域の助成	農業分野における魅力的な雇用環境の創造による労働力不足の解消を目指し、「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する労働時間や休日の設定、保険加入等の就労条件改善及び人材確保等のための取組を支援	✓ 地域社会・コミュニティへの貢献 ✓ 従業員への配慮 ✓ ダイバーシティの取組	○			

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

(各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.52-54に掲載)

活用可能な支援措置

〔本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。〕

<主にG（ガバナンス）に関係するもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
35	農業者等	GAP認証	GAP(Good Agricultural Practices：農業生産工程管理)が正しく実施されているか、第三者機関から審査、認証を受けることで、認証マーク ⁷ が使用可能 ⁷ 日本ではGLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類が普及している。	✓ リスクマネジメント ✓ 顧客への誠実さ	○			○
36	農業者	農場HACCPの認証	家畜を飼養する農場は、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守に加え、認証団体から農場HACCPに関する研修・指導及び認証を受けることが可能	✓ リスクマネジメント ✓ 顧客への誠実さ	○			○
37	農林漁業者、食品事業者等	パートナーシップ構築宣言	①サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、②親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を宣言することで、一部の補助金の加点措置が受けられ、ロゴマークが使用可能	✓ サプライチェーンにおける連携 ✓ 企業倫理・コンプライアンス				○

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.52-54に掲載）

活用可能な支援措置

本リストは、令和7年3月の時点で、ESGに対応した取組を行う事業者等が活用できる代表的な支援措置を例示したものです。個々の取組内容に応じてこれら以外の支援措置が活用できる場合も考えられます。

<特定のESG要素に特化しないもの>

No.	対象	制度	概要	関連するESG要素	支援措置			
					補助	融資	税制	※ その他
38	中小企業者等	スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）	持続可能な食料供給につながる、新たな技術開発・事業化を担うスタートアップ等の研究開発から事業化に向けた取組までを総合的に支援 ⁸ ⁸ 本事業の交付を受けたスタートアップは日本政策金融公庫から特別利率での融資を受けること等が可能。	（特定の要素に特化しない）	○	○		
39	金融機関	農林漁業法人等投資育成制度	農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づき、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）を、日本政策金融公庫からの出資により支援	（特定の要素に特化しない）				○
40	事業者又は事業者団体	建築物木材利用促進協定制度	「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、建築物への木材利用の推進を通じた脱炭素社会への貢献をはじめ、森林資源の循環利用による林業の成長産業化や農山漁村の活性化、森林の多面的機能の発揮、合法伐採木材の利用の推進等に資する民間企業や団体による取組を、国・地方公共団体が技術的助言や補助事業等の情報提供により支援	（特定の要素に特化しない）				○

※「その他」は、認証・ロゴマークの掲載、規制の特例等の多岐に渡るものを含みます。

（各支援措置の具体的な内容等に関する問い合わせ先はP.52-54に掲載）

第3章 ESG地域金融の実践事例

農林水産業・食品産業に関するESG地域金融モデル事例集（令和5年度）

- 地域金融機関が持続的な食料システムの構築に向けて農林水産・食品の分野において投融資や本業支援を行い、「事業者の持続的な成長」と「環境・地域社会への波及効果」を両立させ、金融機関自身のメリットにもつなげられている事例を「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融モデル事例集」として取りまとめ、当省ウェブサイトで公開。

事例リスト

No.	案件名	金融機関	事業者	金融機関の対応
1	データ駆動型農業導入による栽培環境改善と収量・品質の向上	伊予銀行	(有)フローラルクマガイ (耕種農業)	愛媛県の事業を活用しつつ大学発ベンチャーを紹介し、データ駆動型農業の導入と実践などの伴走支援を継続
2	GAP認証取得による米輸出と地域伝統野菜の6次産業化	愛知県信連	(株)六ツ美ライスセンター (耕種農業)	様々な外部機関と連携しつつ、GAP認証取得、海外輸出、6次産業化の取組を総合的に支援
3	スマート農機の導入による肥料使用量の削減	北見信用金庫	(有)なかの農園 (耕種農業)	成功報酬型の有償サービスで補助金申請・獲得を支援
4	国産飼料の積極利用、並びに肥育舎新設等による労働負担の軽減・収益性の向上	青森銀行	(株)木村牧場 (畜産業)	飼料用米貯蔵倉庫や肥育舎増設・設備導入に際しての融資対応、エコフィード原料供給先や海外輸出先とのマッチングなどの伴走支援を継続
5	飼料の自給化と耕畜連携による地域資源循環	西日本シティ銀行	南州エコプロジェクト(株) (畜産業)	事業構想や「みどりの食料システム戦略」への貢献を評価し、事業計画策定や出資を通じて伴走支援を継続
6	養殖の委託生産・デジタル化と海外輸出拡大による水産業の成長産業化	愛媛銀行	(株)宇和島プロジェクト (水産業)	新加工場建設時に融資をするとともに、第二地銀協会のネットワークを活用して県外への市場開拓を支援
7	ワイン製造業者によるブドウ農園の事業承継とブランド化	山梨中央銀行	モンデ酒造(株) (食品産業)	同社からの相談を受け、ブドウ農園の事業承継（交渉、自治体との調整、必要資金の融資等）を総合的に支援

注 これらの事例については、インパクトの定量化など精緻なESG評価を行っているか否かに関わらず掲載している。

出所：：各金融機関及び事業者へのヒアリング、公表資料を基に整理
(内容の正確性、適切性等について農林水産省が保証や認定を行うものではない)

農林水産業・食品産業に関するESG地域金融モデル事例集（令和6年度）

- 地域金融機関が持続的な食料システムの構築に向けて農林水産・食品の分野において投融資や本業支援を行い、「事業者の持続的な成長」と「環境・地域社会への波及効果」を両立させ、金融機関自身のメリットにもつなげられている事例を「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融モデル事例集」として取りまとめ、当省ウェブサイトで公開。

事例リスト

No.	案件名	金融機関	事業者	金融機関の対応
8	オリーブで地域を元気にする地域循環共生圏（ローカルSDGs）の取組	もみじ銀行	山本倶楽部㈱ （耕種農業）	農業による地域活性化への貢献や耕作放棄地の解消に向け、銀行と銀行グループ傘下の関連法人が連携して事業者の取組を支援
9	地域ブランド確立を通じた環境・社会への貢献支援	長野県信連	㈱ファームめぶき （耕種農業）	地域特性を活かしたブランド確立、加工原料確保に向け、事業者の設立、製粉工場の設置を支援
10	搾乳ロボット・バイオマス廃棄物処理システムを導入した酪農法人の設立支援	山口県信連	ベルちゃんたちの おうち㈱（畜産業）	事業者の設立に際し、農協系統金融機関が連携し課題抽出・計画策定から融資対応までの一連の金融支援を実施

注 これらの事例については、インパクトの定量化など精緻なESG評価を行っているか否かに関わらず掲載している。

出所：：各金融機関及び事業者へのヒアリング、公表資料を基に整理
（内容の正確性、適切性等について農林水産省が保証や認定を行うものではない）

第4章 対象事業の価値向上に向けた支援（実践のポイント）

注 本章は、地域金融機関が農林水産業・食品産業の個々の事業者又は案件対象事業の価値向上に向けた支援を行う場合の具体的な手順について、そのポイントをわかりやすく提示することを意図している。

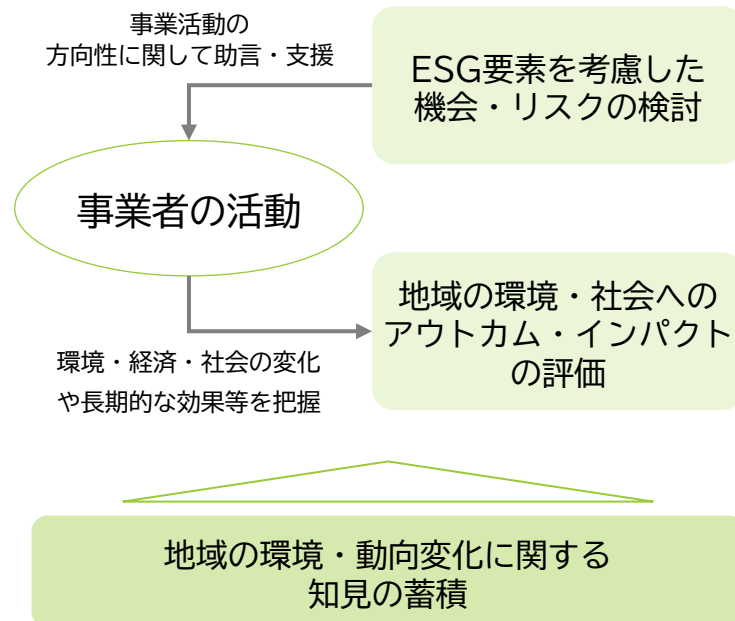
なお、環境省の実践ガイドでは、こうしたアプローチのみならず、地域経済全体を俯瞰する観点から

- ① 地域資源を活用した課題解決策の検討・支援（自治体と連携するなどし、地域を俯瞰した取組を推進する方向け）
 - ② 主要産業の持続可能性向上に関する検討・支援（主要産業について分析し、金融機関としての取組方針や実施事項を決定する方向け）
 - ③ 企業価値の向上に向けた支援（ESG地域金融を実践するすべての金融機関の行員・職員向け）
- という3つのアプローチに分けて実務者向けの実践手順について解説を行っている点に留意されたい。
（本章は、このうちの③のアプローチに着目しているもの。）

ESGを考慮した事業性評価の目的や考え方

- ESGを考慮した事業性評価の目的は、対象事業について機会獲得やリスク緩和に向けた対話や支援を行い、事業価値の向上につなげることである。
- 地域金融機関には、事業継続に影響を及ぼす機会やリスクを検討したうえで、金融・非金融両面での適切な支援策を講じることが求められる。その際、事業活動がもたらすアウトカムやインパクトを把握して、機会やリスクの検討に活用するとともに、地域金融機関として支援する意義を明確にすることが重要。

事業性評価における実施事項



事業性評価における考え方の例

- ✓ 事業性評価は、機会獲得やリスク緩和に向けた対話や支援を実施し、事業者や案件の価値の向上につなげることが目的
- ✓ 中長期的に財務的な影響を及ぼす機会やリスクを検討
- ✓ 取組により生じる環境・経済・社会の変化（アウトカム）や長期的な効果等（インパクト）を把握し、機会・リスクの検討に活用するとともに、地域金融機関として支援をする意義を明確にする
- ✓ 地域資源や外部環境、技術に関する一定の知識を地域金融機関として保有する必要がある
- ✓ 営業店で発掘した個別事例の情報も、本部で集約し金融機関全体で把握することが重要である

事業者との対話や支援にどう着手するか

- 中堅・中小事業者が多く、昨今の厳しい経営環境におかれている地域の農林水産・食品事業者に対して、いきなり「ESG対応」を目的として対話や支援に着手することは、必ずしも得策ではない。
- まずは日々の訪問等を通じて事業者が抱える強み・弱みや経営課題を把握し、地域金融機関がその中からESGの要素を見出すことで、事業者の課題解決につなげていく姿勢が重要。
- 第3章で紹介した実践事例を参考に、再現性を持って新たな事例創出に取り組む上では、下記のような事業者を抽出して積極的に働きかけ、徐々に他の事業者や地域にも対象を拡大していくことも有効と考えられる。

日々の訪問、
案件相談への対応

<事業者が抱える強み・弱みや経営課題を把握する際の視点>

- ✓ 事業者・案件の良い点（強み）を維持し、さらに伸ばすために必要なことは何か
- ✓ 事業者・案件の問題点（弱み）を改善するために必要なことは何か

<事業者・案件のESG要素を見出す際の視点>

- ✓ 事業機会・リスクにつながるか、機会獲得やリスク緩和に必要なことは何か
- ✓ 環境・社会へのポジティブな影響があるか、その創出、維持、拡大に必要なことは何か
- ✓ 環境・社会へのネガティブな影響があるか、その緩和、停止に必要なことは何か

両者を照らし合わせながら、事業者の課題解決につなげる

（実践の手順とポイントは次ページ以降で解説）

相談された案件に対応していく中で、提案型営業につなげていく

再現性を持った
新たな事例創出

<積極的な働きかけの対象とする事業者の例>

- ✓ 自社や商品のブランド価値向上に積極的な事業者
- ✓ 大手上場企業や海外との取引がある事業者
- ✓ 新たな市場や事業への参入を目指す事業者
- ✓ 地域内で規模が大きく、存在感や発言力のある事業者
- ✓ 厳しい経営環境の中で経営の見直しに意欲を有する事業者

他の事業者や地域にも
働きかけを拡大

実践手順

- ①事前準備としての外部環境分析、ヒアリング、②アウトカムやインパクトといった価値の把握、③将来性を評価し共有、④機会獲得やリスク緩和に向けた支援の実行、という手順が想定され、これらにより事業性評価をESG要素に着目して深化させることが可能と考えられる。

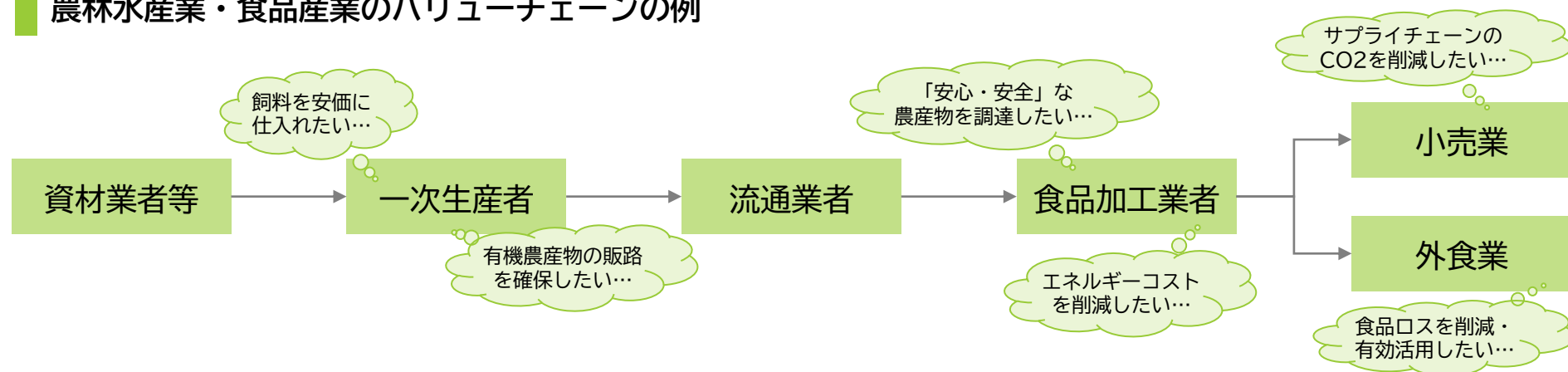
実施事項	内容	中心主体（例）
事前準備	✓ <u>外部環境分析</u>： 将来想定される外部環境動向を“自然環境・環境政策”、“地域社会・市場動向”、“ガバナンス要求”等の観点から整理し、影響が大きいと想定される事項を把握【P40】 ✓ <u>仮説設定</u>： 外部環境分析の結果から、ヒアリングに向けた仮説を設定 ✓ <u>ヒアリング</u>： 対象事業の仕入れ先、販売先及びその最終消費者の動向を把握するとともに、差別化要素を確認し、外部環境で影響が大きいと想定された事項への対応を把握	✓ 本部（ソリューション営業） ✓ 営業店
価値の把握	✓ “<u>目指すべき価値</u>”の評価： 対象事業の取組が、環境・社会・経済面にどのような変化（アウトカム）や長期的な効果等（インパクト）を及ぼすのかを把握する【P41】 ✓ <u>今後の取組の方向性の検討</u>： 事前準備やヒアリングを踏まえ、対象事業の持続可能性や企業価値向上に向けた取組の方向性を検討する【P42-45】	✓ 営業店 ✓ 本部（営業推進、審査）
共有・すり合わせ	✓ <u>対象事業の将来性の評価</u>： 営業店で整理した評価及び機会、リスクを本部と共有する【P46-47】 ✓ <u>認識の共有</u>： 評価、整理した内容を対象事業者と共有する	✓ 営業店 ✓ 本部（営業推進、審査）
支援の検討・実行	✓ <u>リスク緩和、機会獲得に向けた支援策の検討</u>： 機会獲得やリスク緩和に向けて、対象事業者の対応策及びその実践に向けた支援策を検討・実行する【P48】	✓ 営業店 ✓ 本部（ソリューション営業）

適宜、反復しながら実施

外部環境分析(バリューチェーンの視点)

- 外部環境分析においては、事業者の取引先やバリューチェーン上の位置を事前に把握し、バリューチェーン上の各工程において考慮すべきESG要素や想定される中長期的な環境、社会、経済の変化を踏まえて、ヒアリング等で確認すべき事項を洗い出すことが重要となる。
- 農林水産業・食品産業においては、大手の食品流通・加工企業や小売・外食企業の動向も重要であり、必要に応じてバリューチェーン上の関係者にヒアリングすることで、より詳細な分析が可能になる。
- 外部環境分析の過程でバリューチェーン上の関係者が抱える課題やニーズを把握しておくことは、最終的な支援策（ビジネスマッチング等）を検討する上でも有効である。

農林水産業・食品産業のバリューチェーンの例



【バリューチェーン上の関係者へのヒアリング】

- 食品製造業のESG要素を考慮した事業性評価を行うにあたり、当該事業者だけでなく、JA、包装材メーカー、小売企業等にもヒアリングを実施。バリューチェーン上の各関係者における重要課題の見極めが必要だとわかった。

【バリューチェーン上の課題を踏まえた支援の実施】

- 外食企業の食品廃棄物削減ニーズを踏まえて、地域の酪農業者を選定しマッチング。食品循環資源を飼料として有効活用し、そこで生産された生乳を外食企業が提供するメニューの原料に用いる新たなバリューチェーンを構築できた。

“目指すべき価値”の評価

- 地域における農林水産業・食品産業は、それ自体が、食料の安定供給、雇用の維持・創出や地域の活性化といったポジティブなインパクトをもたらし得る。一方で昨今では、環境問題や労働者の人権問題の観点で、農林水産業・食品産業がもたらし得るネガティブなインパクトへの注目も高まっている。
- 地域金融機関には、農林水産業・食品産業の事業者におけるこれまでの慣行的な取組を超えて、環境や地域社会の持続性に貢献し、社会課題の解決に踏み込んだ取組を評価し、後押しする活動が期待される。
- 農林水産業・食品産業の事業者がもたらし得るポジティブ及びネガティブなインパクトを例示すると、以下のとおりである。

正負	分野	インパクトの例
ポジティブ	社会・経済	・安心・安全で栄養価の高い食料の供給 ・食料自給率向上への貢献 ・雇用の維持・創出 ・地域経済・コミュニティの維持・活性化 ・多様な食文化の維持・継承・発信
	環境	・里地・里山・里海の環境維持 ・地産地消の促進（食料の輸送距離短縮による環境への負荷低減）
ネガティブ	社会・経済	・外国人労働者等の従業員の不適切な労働慣行 ・労働生産性の低迷
	環境	・GHGの排出 ・食品ロス・食品廃棄物、プラスチック廃棄物の発生 ・水資源の消費、排水による水質汚染 ・過剰な化学肥料・農薬の使用による自然環境や生物多様性への負荷

出所：金融機関によるポジティブ・インパクト・ファイナンスの事例（評価機関による評価書、金融機関によるプレスリリース）を参考に作成

取組の方向性の検討(ESG要素と経営課題解決の紐づけ)

- 農林水産業・食品産業の事業者の取組とそれによって解決が見込める主な経営課題や、創出される環境・社会への効果を例示すると、以下のとおりである。
- 昨今のエネルギー・資材価格高騰等の厳しい経営環境のなかで、事業内容や経営課題とESG要素の関連に気づいていない、又は気づいていても何に取り組みればよいかわからないという事業者は少なくないと思われる。金融機関が事業者の今後の取組の方向性を検討する上では、「ESG対応」を事業活動と別物として位置付けるのではなく、事業者の経営課題を解決し、持続的な成長に資するものとして位置付けることが重要。

事業者の取組	分野	解決が見込める経営課題								環境・社会への効果
		売上・収益性向上				経営基盤強化				
		販路開拓	商品開発 新規事業・	ブランド力向上	コスト削減・ 増加抑制	労働環境改善	担い手確保・ 人材育成	マネジメント リスク	規制強化対応	
作物・食品残さや家畜排せつ物の有効利用 （堆肥・飼料化、エネルギー利用等）	共通	○	○		○	○				E：資源循環の促進、廃棄物削減・利活用、S：一次産業の成長産業化
国産農作物・飼料の生産・消費拡大	農業、畜産、 食品	○	○	○	○				○	E：気候変動下での製品安定供給、GHG排出削減、S：一次産業の成長産業化、地域経済の活性化、安心安全な製品供給、健全な食生活の発展
地域での連携による6次産業化	共通	○	○	○				○		S：地域経済の活性化、農林水産業・食品産業の成長産業化、ESGに寄与する事業者間連携の向上
ESG関連認証の取得	共通	○	○	○					○	E：生物多様性保全、GHG排出削減、資源循環の促進、水資源管理、S：農林水産業・食品産業の成長産業化、安心安全な製品供給、取引先に対するESG情報開示
ESGに関する取組の発信	共通	○		○				○		S：顧客への情報開示・コミュニケーション
有機栽培（化学肥料・農薬の使用低減）	農業、畜産		○	○						E：GHG排出削減、水質・土壌汚染の抑制、S：安心安全な製品供給、健全な食生活の発展
環境変化に強い品種・栽培技術改良	農業、畜産、 水産		○	○					○	E：資源循環の促進、GHG排出削減、廃棄物削減・利活用、S：ESGに寄与する事業者間連携の向上
プラスチック使用製品の環境配慮設計、 プラスチック廃棄物の排出抑制・再資源化	共通		○	○					○	E：資源循環の促進、GHG排出削減、廃棄物削減・利活用、S：ESGに寄与する事業者間連携の向上

取組の方向性の検討(ESG要素と経営課題解決の紐づけ)

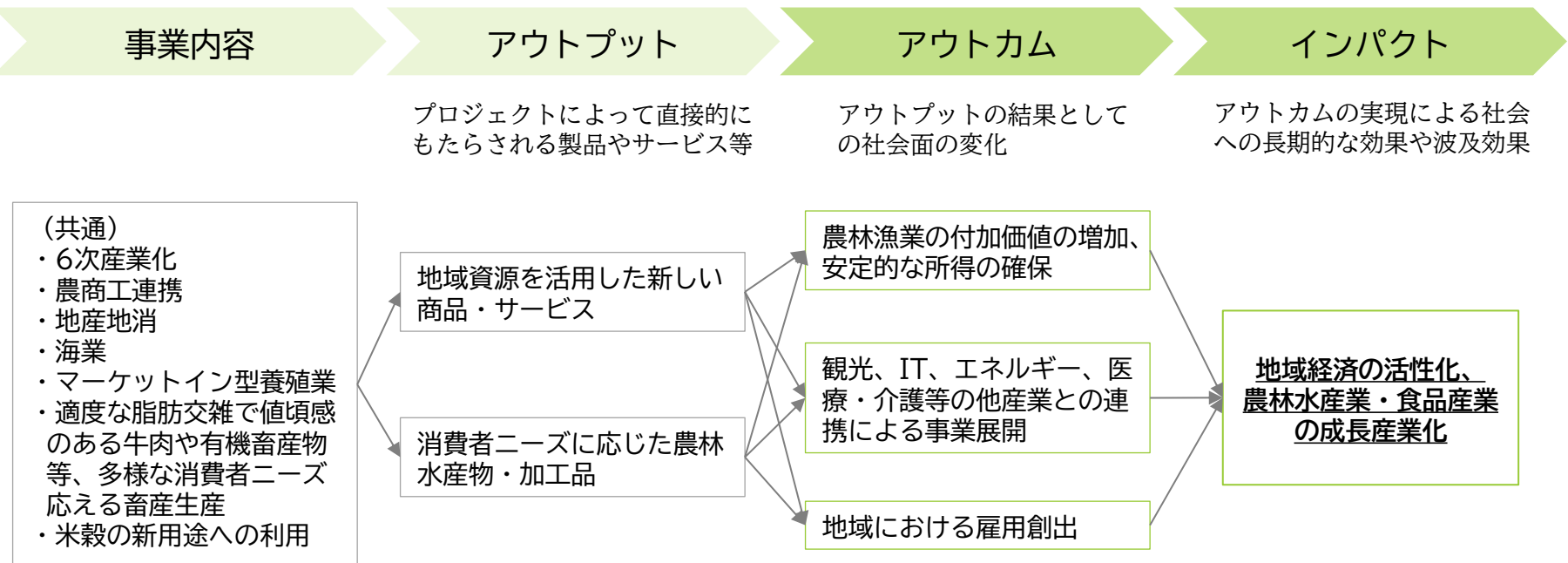
事業者の取組	分野	解決が見込める経営課題								環境・社会への効果
		売上・収益性向上				経営基盤強化				
		販路開拓	商品開発 新規事業・	ブランド力向上	コスト削減・ 増加抑制	労働環境改善	担い手確保・ 人材育成	リスク マネジメント	規制強化対応	
製品栄養価の改善	食品	○	○	○						S:健康に配慮した栄養価の高い食品の供給
異業種との連携の推進（農福連携等）	共通	○	○	○		○	○			S:一次産業の成長産業化、農山漁村・中山間地域の多面的機能の維持、ESGに寄与する事業者間連携の向上、地域経済の活性化
ツーリズム事業の拡大	農業、林業、 水産、畜産		○							E:生物多様性保全、S:地域経済の活性化、一次産業の成長産業化、農山漁村・中山間地域の多面的機能の維持
省エネ・低炭素設備の導入・更新	共通				○				○	E:GHG排出削減、再生可能エネルギー利用推進
デジタル技術などを用いた省力化	共通				○	○				E:GHG排出削減、S:多様な働き方やスキル活用の促進
施設・敷地を活用した太陽光発電の導入	共通				○			○		E:GHG排出削減、生物多様性保全、再生可能エネルギー利用推進、G:災害時のリスクマネジメント体制構築
廃熱・地熱などの熱源利用	農業、畜産、 食品				○			○		E:GHG排出削減、再生可能エネルギー利用推進、S:地域経済の活性化
木質バイオマスのエネルギー利用	林業	○	○		○					E:資源循環の促進、廃棄物削減・利活用、再生可能エネルギー利用推進、S:一次産業の成長産業化
調達先・出荷先の分散、サプライチェーンの連携強化	共通				○			○		S:ESGに寄与する事業者間連携の向上、G:自然災害への対応、リスクマネジメント体制の構築、価格や収量変動への対応策
安全性の高い職場環境の整備	共通				○	○	○	○		S:多様な働き方やスキル活用の促進
多様な働き方を支援する労働時間の柔軟化	共通					○	○			S:多様な働き方やスキル活用の促進、女性・シニアの活躍、障害者等の活躍
LGBTQ・外国籍従業員に配慮した労働環境整備	共通					○	○			S:多様な働き方やスキル活用の促進、外国人材との協業
人材育成プログラムの整備	共通					○	○			S:多様な働き方やスキル活用の促進、人材育成・研修の充実
廃棄物・排水等の汚染対策・モニタリング	共通							○	○	E:水質・土壌汚染の抑制、廃棄物削減・利活用、S:取引先に対するESG情報開示
HACCPの導入	食品							○	○	S:科学的根拠に基づく衛生管理による安全な食品の生産
BCP(事業継続計画)の策定	共通							○		G:自然災害への対応、リスクマネジメント体制の構築

アウトカム・インパクト評価のロジック整理例①

- ”目指すべき価値”の評価と今後の取組の方向性の検討は、必ずしも順序どおりではなく、反復しながら行う場合がある。いずれの場合も、対象事業について、事業者の持続的な成長に資するとともに、環境や社会へのアウトカムやインパクトを創出する「ストーリー」を描くことが重要である。
- 例えば、Social（社会）に対応するアウトカムやインパクトの評価について、以下のように、対象事業から価値が創出される過程（ロジック）を整理し、ストーリーを描くことができる。

【地域経済の活性化、農林水産業・食品産業の成長産業化】

地域経済の持続的な発展のためには、地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発等によって、付加価値の向上や雇用の創出に取り組み、地域経済の活性化や農林水産業・食品産業の成長産業化を図ることが不可欠。



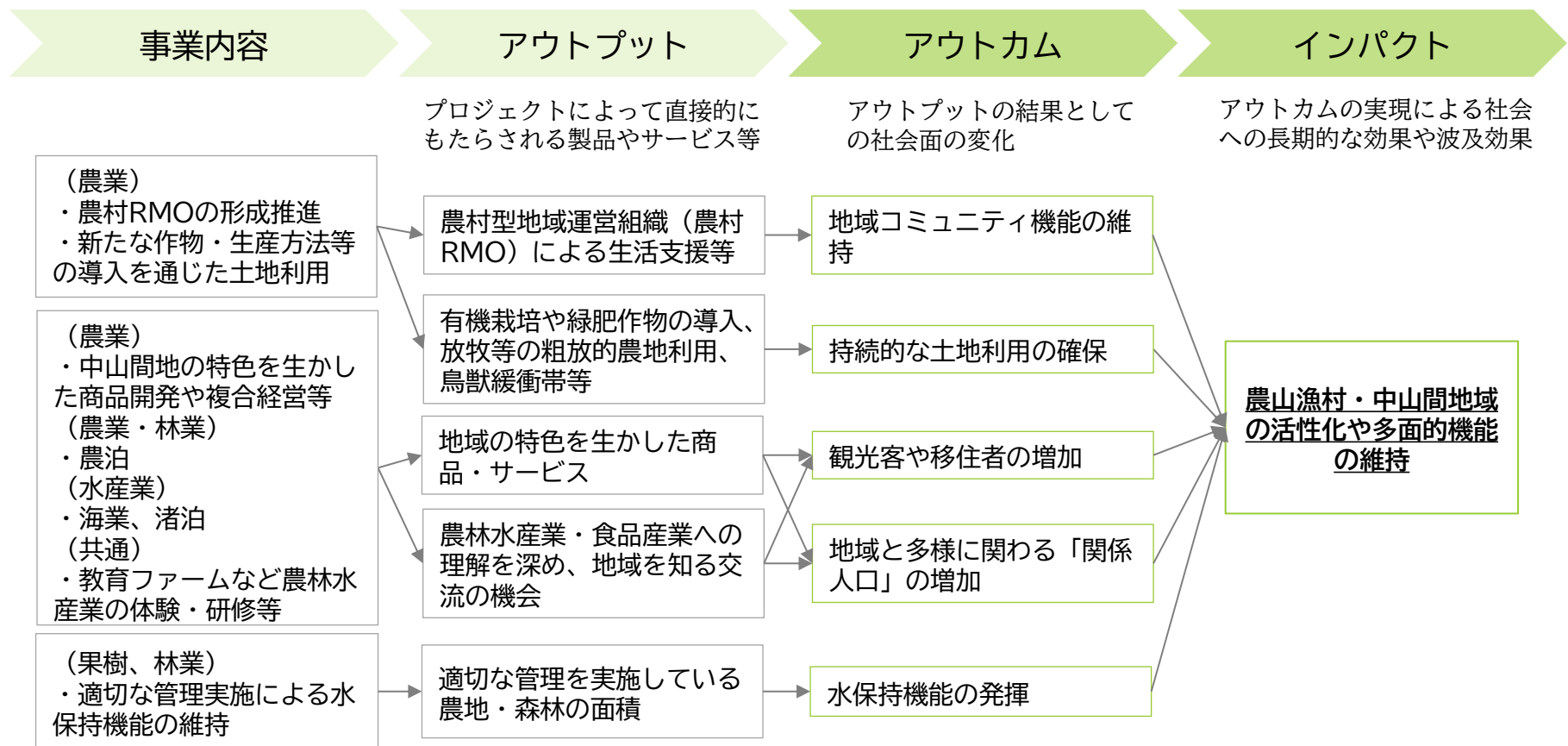
出所：農林水産省作成（金融庁「ソーシャルボンドガイドライン」を参照）

アウトカム・インパクト評価のロジック整理例②

- 例えば、Social（社会）に対応するアウトカムやインパクトの評価について、以下のように、対象事業から価値が創出される過程（ロジック）を整理し、ストーリーを描くことができる。

【農山漁村・中山間地域の活性化や多面的機能の維持】

持続的な社会の実現のためには、人口減少や高齢化が進展する農山漁村・中山間地域を活性化し、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能の維持を図ることが重要。

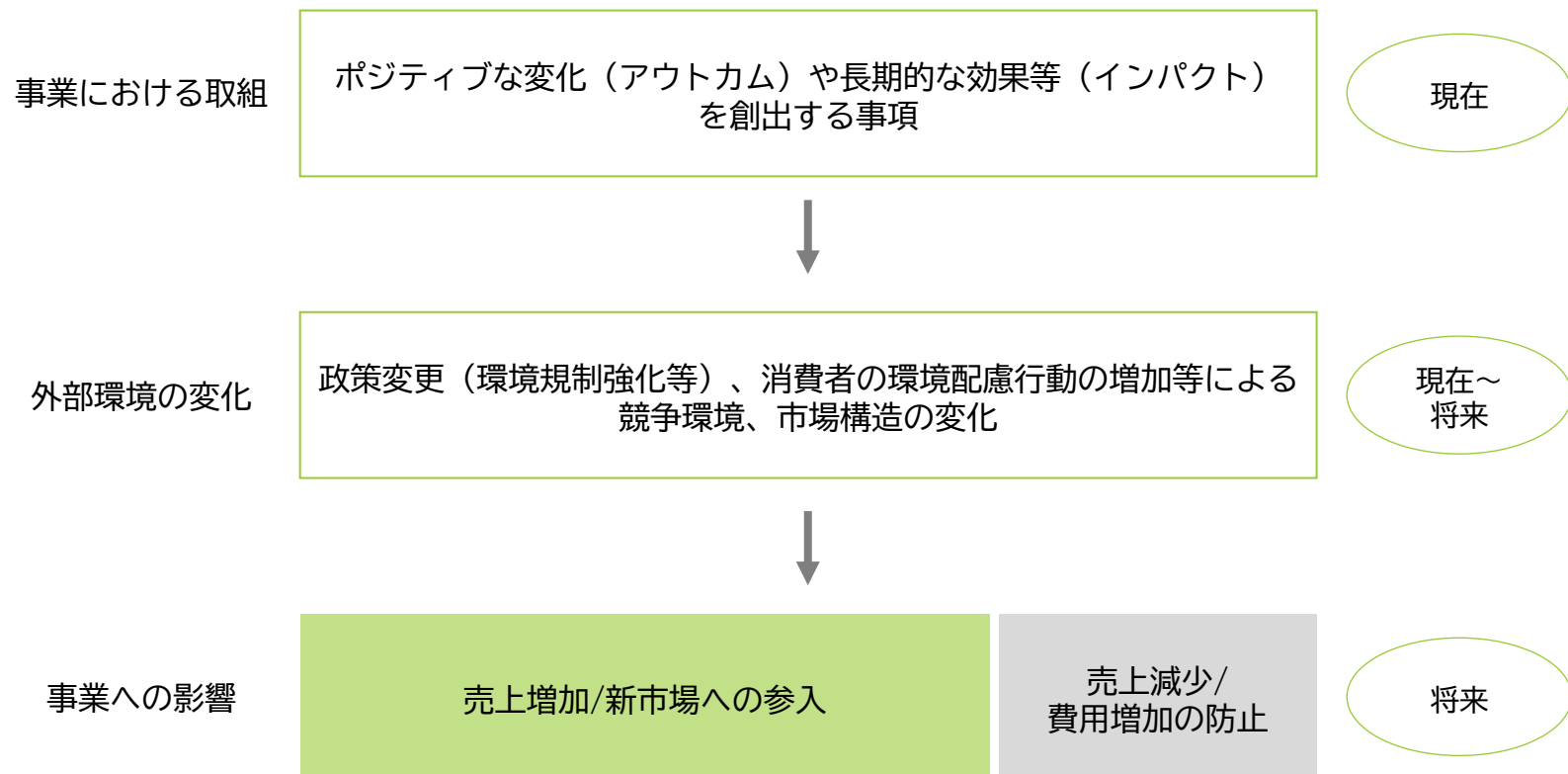


出所：農林水産省作成（金融庁「ソーシャルボンドガイドライン」を参照）

将来性の評価①

- 将来の事業性を評価する方法として、対象事業の取組が環境・社会にどのようなポジティブな変化（アウトカム）や長期的な効果等（インパクト）を及ぼしているかを把握することが有効であり、これらは、将来的な事業価値の向上につながる強みになりうる。

ESG要素を考慮した事業性評価における考え方



将来性の評価②

- 地域課題の解決の観点から好ましい事業でも、その事業単体として短期的な採算性の確保が難しいというケースも想定されるが、地域課題の解決を通じて長期的には収益性の改善が見込めるものもあると考えられるので、それに向けてビジネスモデル改善等の支援や助言を行うことが望ましい。
- 例えば、他部門・他事業者の事業（案件）との連結、地域全体の収支バランス、行政による支援措置（例えば第2章の支援措置リストなど）なども組み合わせることで、支援の可能性を見いだせるケースも考えられる。

ESG要素に着目した事業性評価で考慮すべき事項

成長性	✓ 地域資源の発掘、活用によって地域にもたらされる波及効果が大きい ✓ 環境・社会課題解決ビジネスとしての将来の成長性・事業機会がある
持続可能性	✓ 原料や土地、人材、技術等の操業条件が将来も持続的に利用可能か （想定するビジネスモデルは10年以上先も大丈夫か、利用できなくなるような社会的潮流、環境問題の議論の方向性や政策動向はないか） ✓ 財務だけでなく非財務・外部の環境・社会要因も考慮して、その事業が持続可能か



評価の例【対象事業の動向や将来性を検討する】

今後の原料需要や新技術の動向もふまえると、今そこにある環境問題の解決という利点だけでなく、キャッシュフローに影響しうるリスクの両面があると気づいた。他にも、開発計画など、投融資期間中に予見される事象による地域環境問題への寄与もふまえて、当事業の意義を再確認。グループ企業全体でのバリューチェーン改善の可能性が見えてきた。



評価の例【地域全体の収支を考慮し支援を検討する】

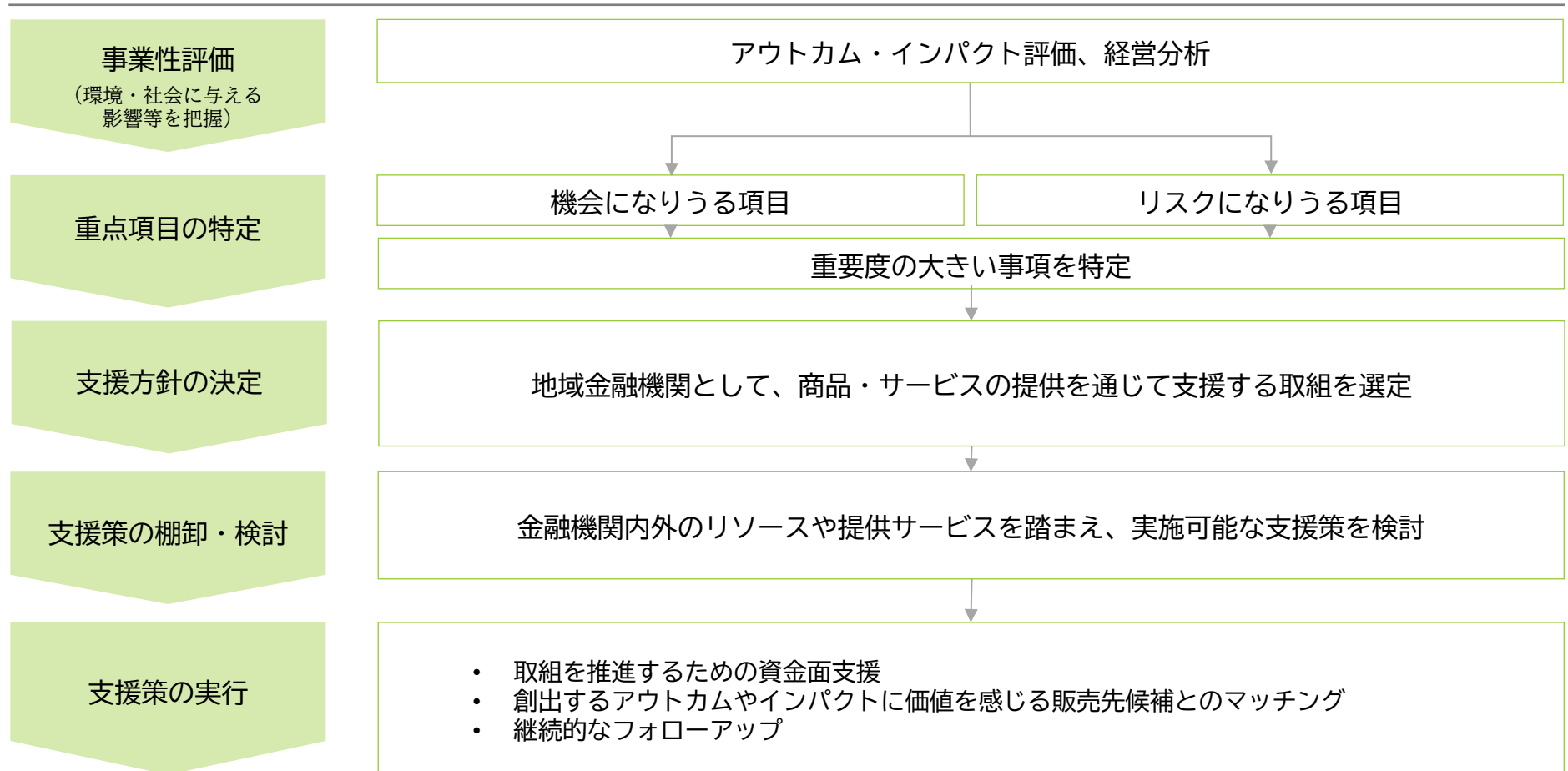
対象事業単体では採算が合わない場合でも、他のプロジェクトを連結させて採算性をとる等で工夫。地域の収支バランス（財政支出に対する自治体の収入増加）も考慮。連結プロジェクトを含めても採算が合わなければ、有識者委員会等で、市場拡大の見通しを踏まえた長期収支での採算性を評価することも一案。

出所：環境省「ESG地域金融実践ガイド2.1」（一部表記変更）

アウトカム・インパクト評価を踏まえた支援策の実行

- ヒアリング等で確認した経営者の意思、アウトカムやインパクトの評価、経営分析を踏まえ、金融機関として対象事業に対する支援の方向性を定めるとともに、金融機関内外のリソースや提供サービスを踏まえ取組を推進するための支援策を検討し、実行する。

支援策検討フロー



出所：環境省「ESG地域金融実践ガイド2.1」（一部表記変更）

支援策の実行に至るまでの実践イメージ

- 日常の取引先フォローの際などに、財務内容に加えて、事業が環境・社会に与える影響を把握し、その情報に基づいて機会やリスクを整理することで、具体的な支援策の実行につなげていくことが可能と考えられる。
- このサイクルを繰り返すことで、地域の持続性確保につながる好循環が期待できる。

酪農経営（家畜排せつ物処理に係る設備投資）の例

事業性評価

財務内容に加え、事業が環境・社会に与える影響を把握



- ・ 日常の取引先フォローや定期的な資産査定の際、財務内容に加えて、事業が環境・社会に与える影響（温室効果ガス（GHG）排出削減、家畜排せつ物処理、飼料生産・利用等に係る取組状況）を把握

重点項目の特定

把握した情報に基づき、機会やリスクになる項目を特定



- ・ 家畜排せつ物処理のための施設が老朽化している事実及び将来的に処理能力を超える可能性を発見・認識

支援方針の決定 支援策の棚卸・検討

支援する取組を選定し、実施可能な支援策を検討



- ・ 家畜排せつ物処理に係る設備投資や既存施設の補改修等の選択肢を検討し、取引先に新規の設備投資を提案
- ・ 設備投資にあたっては、堆肥の外部販売を念頭に、堆肥の高品質化や家畜排せつ物由来のGHG排出量削減にも資する攪拌装置等の導入について助言

支援策の実行 （資金支援等）

取組を推進するための資金支援やフォローアップの実施



- ・ 設備投資を決定した取引先に対し、必要な資金についての融資を実行
- ・ 審査にあたっては、投資後の家畜の飼養見込みと施設の処理能力の整合性や堆肥の販売計画を確認
- ・ 融資後は堆肥を必要とする地域の耕種農家等とのマッチングなどフォローアップを継続

専門人材の育成・採用

- 農林水産業・食品産業への支援をより推進するには、専門的知見を有する人材の育成・採用が重要である。
- 個別案件においては、同分野の実績を有する日本政策金融公庫等との情報連携を図ることで、知見やノウハウを蓄積することができる。中長期的には、職員に対する関連資格（農業経営アドバイザー制度等）の取得推奨や人事交流等の取組も有効である。
- また、先進的な地域金融機関では、農林水産業・食品産業に関する専門部署・組織を設置して、包括的な支援体制を構築する例も見られる。



地方銀行・信用金庫

【日本政策金融公庫との連携によるノウハウの共有】

- ・ 公庫の支店担当者とは、日常的に率直な情報交換をして関係を構築。個別案件での協調融資の実行や、協調融資スキームの開発を通じて、審査目線等のノウハウ共有を図っている。



地方銀行

【定期的な勉強会や意見交換会の開催】

- ・ 外部専門家を講師として招き、本店・各支店で勉強会や意見交換会を定期的に行うことで、農業分野に対する行内の理解醸成やノウハウ構築を図っている。

【人事交流による人脈構築】

- ・ 日本農業法人協会や日本政策金融公庫への出向や自治体・省庁との情報交換を通じて、業界内の人脈を構築し、生産者、資材業者、食品加工業者など幅広く情報を得られるようにしている。



地方銀行



地方銀行

【専門部署・組織の設置】

- ・ 銀行本体では、公的機関・学術機関・外部専門機関等と連携してアグリビジネスの事業化を支援。加えて、先進的な事業を長期的にサポートする「アグリビジネスファンド」、有機農業の普及・人材育成、6次産業化支援、自治体向け戦略立案、調査・研究・コンサルティング等の現場での専門的な支援を担うシンクタンクを設置し、グループ全体で農業分野の支援体制を構築している。

実践にあたっての留意点

- 農林水産業・食品産業におけるESG地域金融は、一律の評価基準ではなく、本ガイダンスを参考にしながら 各地域・各金融機関の実情に合った形で実施することが望ましい。



【Q1】

ESG地域金融に取り組むとどんなメリットがありますか？



【A1】

事業者にとっては、取引先や従業員・就職希望者からの評価を高め、新商品開発や生産性向上を通じた事業の持続性向上につながります。金融機関も、新たな案件発掘や顧客開拓につながることや、取引先の持続性リスクの低減が期待できます（P6, 7）。

【Q2】

ESG地域金融は、借り手となる事業者が全く新しい投資をする際の資金調達に限定されるものですか？

【A2】

必ずしも新しい投資に限定するものではなく、通常の資金調達の際であっても金融機関がESGの観点で情報収集し、その事業者のESG取組の推進に寄与する事業活動の支援であればESG地域金融といえます。

【Q3】

ESG地域金融に取り組むためには、事業性評価のノウハウや仕組みが確立されていないといけませんか？

そもそも、農林水産業への投融資経験が少ないと、農林水産分野に参画することは難しいのではないですか？

【A3】

各金融機関の事業性評価の取組状況に応じた方法論を用いて頂き、具体的な取組を通じて徐々に質を高めることが可能です。

また、農林水産分野への参画に関しては、当該分野の投融資の実績を有する日本政策金融公庫との連携を図っていただくことも有意義と考えられます（P50）。

【Q4】

農林水産業自体がESGに貢献するものであって、農林水産業への金融は全てESG地域金融なのではないですか？

【A4】

これまでの慣行的な取組を超えて環境や地域社会の持続性に貢献する取組を促していくことが重要と考えています。「ESG要素に対応する農林水産業・食品産業の課題や取組」（P15,16）や「アウトカム・インパクトの把握」（P8）の考え方なども参考に、社会課題の解決に踏み込んだ取組を後押しする金融活動が期待されます。

【Q5】

ESG評価のフレームワークや評価手法に精通していないといけなのではないでしょうか？

【A5】

中堅・中小事業者が多く、これからESG要素への対応を進めようとする事業者も少なくない農林水産業・食品産業においては、標準的なフレームワークによる評価基準設定が馴染まない点もあると考えられます。一般的なフレームワークは参考にしつつも、各地域・金融機関の実情に合った評価や事業者への支援が望ましいと考えられます。

農林水産省の支援措置に関する問い合わせ先一覧 (1/3)

No.	制度	担当部署	問い合わせ先
1	① 有機農業	農産局 農業環境対策課	TEL: 03-6744-2114
	② 有機JAS制度	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	TEL: 03-6744-7139
2	環境保全型農業直接支払交付金	農産局 農業環境対策課	TEL: 03-6744-0499
3	農林漁業バイオ燃料法における認定	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL: 03-6738-6479
4	農山漁村再エネ法における設備整備計画の認定	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL: 03-6744-1507
5	肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進	畜産局 畜産振興課	TEL: 03-3502-2587
6	家畜排せつ物法における認定	畜産局 畜産振興課	TEL: 03-6744-7189
7	飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援のうち有機飼料の生産支援	畜産局 企画課	TEL: 03-3502-0874
8	森林経営計画制度	林野庁 森林整備部 計画課	TEL: 03-6744-2300
9	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法における認定	林野庁 林政部 経営課	TEL: 03-6744-2286
10	森林経営管理法における民間事業者の選定等	林野庁 林政部 経営課 林業労働・経営対策室	TEL: 03-3502-1629
11	産業競争力強化法における認定	大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ (成長発展事業適応と情報技術事業適応)	TEL: 03-6744-2092
		大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応)	TEL: 03-6744-2067
12	① エコフィード認証	畜産局 飼料課	TEL: 03-6744-2399
	② エコフィード利用畜産物認証		
13	食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者制度		
14	食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画 (食品リサイクル・ループ)	大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課	TEL: 03-6744-2066
15	森林認証	林野庁 森林整備部 計画課	TEL: 03-6744-2339

農林水産省の支援措置に関する問い合わせ先一覧 (2/3)

No.	制度	担当部署	問い合わせ先
16	J-クレジット制度（森林管理プロジェクト）	林野庁 森林整備部 森林利用課	TEL: 03-3502-8240
17	水産エコラベル認証	水産庁 漁政部 加工流通課	TEL: 03-6744-2350
18	みどりの食料システム法における認定	大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ	TEL: 03-6744-7186
19	みどりの食料システム戦略推進交付金	大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ	TEL: 03-6744-7186
20	六次産業化法における認定	農村振興局 都市農村交流課	TEL: 03-6744-2497
21	農商工等連携促進法における認定	農産局 農業環境対策課	TEL: 03-3502-5951
22	米穀新用途利用促進法における認定	農産局 穀物課	TEL: 03-3502-7950
23	林業労働力の確保の促進に関する法律における認定	林野庁 林政部 経営課 林業労働・経営対策室	TEL: 03-3502-1629
24	食品流通法における認定	大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課	TEL: 03-3502-5744
25	地域型食品企業等連携促進事業	大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ	TEL: 03-6744-2063
26	山村振興法における認定、助成	農村振興局農村政策部 地域振興課	TEL: 03-6744-2498
27	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における認定	農村振興局農村政策部 地域振興課	TEL: 03-6744-2498
28	放牧畜産基準認証制度	畜産局 飼料課	TEL: 03-3502-5993
29	農業競争力強化支援法における認定	農産局 技術普及課 生産資材対策室 （農業資材関係及び全体総括）	TEL: 03-6744-2107
		大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ （農産物流通・加工関係）	TEL: 03-6744-2065
30	① 農福連携	農村振興局 都市農村交流課	TEL: 03-3502-0033
	② ノウフクJAS	農村振興局 都市農村交流課 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	TEL: 03-3502-0033 TEL: 03-6744-7139

農林水産省の支援措置に関する問い合わせ先一覧 (3/3)

No.	制度	担当部署	問い合わせ先
31	農泊に取り組む地域の助成	農村振興局 都市農村交流課	TEL: 03-3502-5946
32	「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト	農村振興局 農村計画課 農村活性化推進室	TEL: 03-6744-2141
33	人材確保に取り組む産地の助成	経営局 就農・女性課 雇用グループ	TEL:03-6744-2162
34	就労条件改善に取り組む地域の助成	経営局 就農・女性課 雇用グループ	TEL:03-6744-2162
35	GAP認証	農産局 農業環境対策課	TEL: 03-6744-7188
36	農場HACCPの認証	消費・安全局 動物衛生課	TEL: 03-3502-8292
37	パートナーシップ構築宣言	大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ	TEL: 03-3502-5742
38	スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）	農林水産技術会議事務局 研究推進課	TEL: 03-6744-7044
39	農林漁業法人等投資育成制度	経営局 金融調整課	TEL: 03-6744-2167
		大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課	TEL: 03-6744-2076
40	建築物木材利用促進協定制度	林野庁 林政部 木材利用課	TEL: 03-6744-2626

〈本資料に関する問い合わせ先〉

農林水産省 経営局 金融調整課 ESG地域金融担当

電話：03-3502-8111（農林水産省代表） 内線5252
03-6744-1398（担当直通番号）

メールアドレス：esg_finance@maff.go.jp